

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

就労継続支援 B 型 保護猫カフェ にゃんプチーノ（就労継続支援 B 型）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 ねこふく株式会社（以下「事業者」という。）が設置する就労継続支援 B 型 保護猫カフェ にゃんプチーノ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援 B 型（以下「指定就労継続支援 B 型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援 B 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 B 型の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年大阪市条例第 13 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援 B 型を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 指定就労継続支援 B 型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 就労継続支援 B 型 保護猫カフェ にゃんプチーノ
- （2）所在地 大阪府大阪市住吉区帝塚山東 1-3-25

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（常勤職員 サービス管理責任者と兼務）

管理者は、職員の管理、指定就労継続支援 B 型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援 B 型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上(常勤職員 1名(管理者と兼務))

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成すること。

(ウ) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 職業指導員 1名以上(常勤職員 1人以上)

職業指導員は、利用者の意向や適性に合わせて、猫の世話や接客、パソコン作業、クラフト作業、軽作業、掃除等の技術を指導、援助するなど、職業上の技術を習得させる訓練、指導を行う。

(4) 生活支援員 4名以上(常勤職員 1人以上、非常勤職員 3人以上)

生活支援員は、利用者に対し日常生活上の支援や創作・生産活動を通して利用者の自立をサポートする役割を担っている。

(5) 運転手 2名以上(常勤職員 1人以上、非常勤職員 1人以上(運転手は職業指導員又は生活支援員が兼務する))

運転手は、利用者が事業所を利用するにあたり、自宅から事業所まで、事業所から自宅までの送迎を行う。

(6) 調理員 2名以上(常勤職員 1人以上、非常勤職員 1人以上(調理員は職業指導員又は生活支援員が兼務する))

調理員はクックフリーズ方式による食事提供、片づけ。食材管理を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までの毎日とする。
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後4時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までの毎日とする。
- (4) サービス提供時間 午前10時から午後3時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

(指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 精神障害者(18歳未満の者を除く)
- (4) 難病等対象者(18歳未満の者を除く)

(指定就労継続支援B型の内容)

第8条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 身体等の介護
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- (4) 就労の機会の提供及び生産活動(トリミング等)
- (5) 実習先企業等の紹介
- (6) 求職活動支援
- (7) 職場定着支援
- (8) 生活相談
- (9) 健康管理
- (10) 食事の提供
- (11) 訪問支援
- (12) 送迎サービス

(13) 施設外支援（パソコン作業、クラフト作業、軽作業等、動物管理に関する作業）

(14) 施設外就労

(15) 在宅支援（パソコン作業、クラフト作業、軽作業、動物管理に関する知識技術の指導）

- ・ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回を行う。
- ・ 原則として月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う。

(16) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (16) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第 9 条 指定就労継続支援 B 型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援 B 型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援 B 型を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援 B 型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 日用品費の実費

(2) 送迎サービスの提供に係る費用

(ア) 第 13 条に規定する通常の事業の実施地域

無料（但し、事業所から片道 5 km 以上の場合 1 0 0 円（往復 2 0 0 円）

(イ) 上記（ア）以外の地域

事業所から 5 km 未満 無料

事業所から 5 km 以上 1 回（片道） 1 0 0 円（往復 2 0 0 円）

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(4) 食事の提供に関する費用 1 食につき 480 円（うち食材料費 480 円）ただし、食事提供体制加算対象者については、1 食につき 150 円のみ徴収する。

(5) キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求

しない)

(ア) 24時間前までに連絡がない場合1日あたりの利用料の50%を請求する。

(イ) 当日連絡が無い場合1日あたりの利用料の100%を請求する。

(工賃の支払等)

第10条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) ご本人、同居家族共に猫アレルギーのない方のみのご利用可能。

(2) 休む場合は必ず連絡すること。

(3) 困ったこと、問題が発生した時は速やかにスタッフに伝えること。

(4) 施設外に出るときはスタッフに伝えること(1階2階移動も含む)

(5) 金品の授受及び誘因行為の禁止。

(6) 休憩時間外の携帯電話の使用禁止。

(7) 喫煙は休憩時間内、喫煙場所にて可能。

(8) 暴言、暴力、犯罪行為の禁止。

(9) ロッカーのカギを紛失した場合3000円を支払う。

(10) 事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ない。

(11) 設備、器具は本来の用法に従ってご利用する。これに反した利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがある。

(12) 貴重品は、利用者の責任において管理する。自己管理のできない利用者については貴重品を事業所に持ち込まない。

(13) 利用者の思想、信仰は自由だが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は行わない。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1

項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、大阪市住吉区、阿倍野区、西成区、住之江区(ポートタウン東、西を除く)

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 14 条 現に指定就労継続支援 B 型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定就労継続支援 B 型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定就労継続支援 B 型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定就労継続支援 B 型に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労継続支援 B 型に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から

指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 18 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止委員会の設置

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後 1 カ月以内
- （2）継続研修 年 1 回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援 B 型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援 B 型を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 事業所は、指定就労継続支援 B 型の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

この規程は、令和５年１２月１日から施行する。

この規程は、令和６年１月１日から施行する。